東京都板橋区細街路拡幅整備要綱

(平成 2年3月28日区長決定)

(平成 8年1月24日一部改正)

(平成11年3月26日一部改正)

(平成11年5月24日一部改正)

(平成17年3月 8日一部改正)

(平成23年1月28日一部改正)

(平成25年1月17日一部改正)

(平成31年3月 7日一部改正)

(令和 3年3月23日一部改正)

(令和 5年2月28日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、区内の細街路の拡幅整備を推進するための必要な事項を定め、区民 の理解と協力のもとに地域の生活環境の改善を図り、安全で住みよいまちづくりを推進 することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 細街路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により指定された道路(以下「2項道路」という。)及び区長が地域の生活環境を改善するため特に必要と認めた道路(以下「区長が特に必要と認めた道路」という。)をいう。
- (2)後退用地 既存道路の境界線と2項道路又は区長が特に必要と認めた道路の境界線との間の土地をいう。
- (3) すみ切り用地 東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)第2条の規 定により、角敷地の建築制限を受ける部分の土地をいう。
- (4) 拡幅整備 後退用地又はすみ切り用地(以下「後退用地等」という。)を、避難上及 び通行上支障のない道路形態に整備することをいう。
- (5) 建築主 細街路に接する敷地に建築物を建築しようとする法第2条第16号に規定 する建築主をいう。
- (6)関係権利者 後退用地等に所有権、借地権等を有する者をいう。
- (7)移設工事等 後退用地等に存する建築物、工作物、埋設物等の支障物の撤去若しく は移設工事をいう。

(建築主等の責務)

第3条 建築主及び関係権利者(以下「建築主等」という。)は、細街路の拡幅整備の必要性を理解し、その実施に協力するものとする。

(協議)

- 第4条 建築主は、細街路に接する敷地において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとするときは、当該行為の日の30日前までに、区長に対し、細街路拡幅整備協議書(別記第1号様式。以下「協議書」という。)を提出の上、協議するものとする。
 - (1) 法第6条第1項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築 確認の申請
 - (2) 法第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築確認の申請
 - (3) 法第18条第2項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築 計画の通知
- 2 前項の協議書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。
- (1) 案内図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地の登記事項証明書等の写し
- (5) 建築主等が代理人を定める場合にあっては、委任状(別記第2号様式)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要とする書類
- 3 第1項の規定により協議する事項は、次のとおりとする。
- (1)敷地の後退位置
- (2)後退用地等の整備方法
- (3) 移設工事等の費用の助成
- (4) 前各号に定めるもののほか、区長が必要とする事項
- 4 第1項の規定によるもののほか、関係権利者は、細街路に接する敷地又は道路(接続 先が細街路の場合に限る。)において、拡幅整備を行う前に、同項に掲げる協議書を区長 に提出し、協議するものとする。この場合において、協議書に添付する書類等及び協議 事項は、前2項の規定を準用する。
- 5 前項に定めるところによるほか、区長は、特に必要があると認めるときは、細街路の 拡幅整備に関する協議が行われていない後退用地等について、建築主等に対して、任意 協議を申し入れることができる。この場合において、協議書に添付する書類等及び協議 事項は、第1項及び第2項の規定を準用する。

(中心鋲等の設置)

- 第5条 区長は、協議書が提出されたときは、道路中心線を確認し、中心鋲(ただし、鋲の設置ができない場合においては、刻印等による明示。以下「中心鋲等」という。)を設置するものとする。
- 2 区長は、原則として、建築主等と現地で立会いを行い、中心鋲等の確認を求めるものとする。
- 3 前項の場合において、区長は、建築主等から中心鋲等の設置に関して関係権利者の承 諾を得ていることの報告があるまでは、設置は行わないものとする。
- 4 建築主等は、第8条第1項の規定に基づく完了通知書を取得した後退用地等(同条第

2項の完了届を提出した後退用地等も含む。)において、中心鋲等を再設置することに合理的な理由があるときは、中心鋲等再設置申請書(別記第3号様式。以下「再設置申請書」という。)を提出するものとする。

5 区長は前項の再設置申請書を審査し、必要と認めるときは、第6条第1項で規定する 中心線確定図に基づき、中心鋲等の再設置を行うことができるものとする。

(協議の成立及び終了)

- 第6条 区長は、第4条の規定に基づく協議が成立した場合には、建築主等に細街路拡幅 整備協議成立連絡書(別記第4号様式。以下「成立連絡書」という。)を交付するものと する。この場合において、当該成立連絡書には、現況図に道路中心線を表示した図面 (以下「中心線確定図」という。)を添付するものとする。
- 2 前項の場合において、助成対象の移設工事等がある場合は、助成対象の内訳を通知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、建築主等に細街 路拡幅整備協議終了連絡書(別記5号様式)を交付するものとする。
- (1) 2項道路ではない道路の場合
- (2) 拡幅整備済みの2項道路の場合
- (3) 前各号に定めるもののほか、継続する必要がない場合
- 4 建築主等は、第4条の規定に基づく協議が成立した後に後退用地等の権利を移転しよ うとするときは、権利を移転する相手方に、第1項の協議により生ずる建築主等の責務 を承継しなければならない。

(後退用地等の整備)

- 第7条 建築主等は、前条の規定に基づく協議が成立した後、区が後退用地等の拡幅整備 を行う場合は、次に掲げる書類を添付して拡幅整備依頼書及び承諾書(別記第6号様 式。以下「拡幅整備依頼書等」という。)を区長に提出するものとする。ただし、第8項 の各号に該当する場合にはこの限りでない。
 - (1)配置図等
 - (2) 公図の写し
 - (3) 土地の登記事項証明書等の写し
 - (4) 私有地使用承諾書(別記第7号様式。公共下水道の敷設をする場合に限る。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要とする書類
- 2 区長は、前項の規定による拡幅整備依頼書等の提出を受けたときは、提出された書類等の照査を行い、適当と認めた場合は、建築主等と現地で立会いを行い、後退用地等の拡幅整備を行うものとする。
- 3 拡幅整備の対象となる項目は、L形側溝、縁石の設置等の整備及びアスファルト舗装 等とする。
- 4 第2項の規定による拡幅整備に伴う移設工事等及び整地等は、建築主等が行うものと する。
- 5 建築主等、電柱管理者及び区は、後退用地等の拡幅整備に伴い、避難上及び通行上支

障がある場合は、協議の上、電柱の移設又は撤去を行うものとする。

- 6 建築主等は細街路に接する敷地前面に樹木等がある場合は、樹木等の所有者と協議の 上、移設又は撤去を行うものとする。
- 7 前3項の場合において、区長は、拡幅整備に支障がないことが判断できるまでは、拡 幅整備は行わないものとする。
- 8 次の各号のいずれかに該当する場合は、建築主等が後退用地等の拡幅整備を行うもの とする。
- (1) 建築主等が国、地方公共団体又はこれに準ずる団体の場合
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為の場合
- (3) 板橋区大規模建築物等指導要綱第2条第1項が適用される場合
- (4) 東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例が適用される場合
- (5) 建築主等が自費整備を行う旨の協議書を提出し、成立連絡書が交付されている場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が定めたもの

(工事の完了通知等)

- 第8条 区長は、前条第2項に規定する拡幅整備を完了したときには、細街路拡幅整備完 了通知書(別記第8号様式。以下「完了通知書」という。)により、建築主等に通知す る。
- 2 建築主等は、前条第8項に規定する拡幅整備を完了したときには、当該拡幅整備の完 了日から3か月以内に細街路拡幅整備(自費)完了届(別記第9号様式。以下「完了 届」という。)を区長に提出するものとする。

(助成金の交付)

- 第9条 区長は、第4条の協議に基づく後退用地等について、建築主等が第6条第2項の 規定に基づく通知による対象の移設工事等を行った場合は、予算の範囲内で、移設工事 等に要した費用の一部について、助成金を交付することができるものとする。
- 2 前項に規定する助成対象工事及び助成額について必要な事項は、別に定める。

(協議の取りやめ等)

- 第10条 建築主等は、建築計画の中止等やむを得ない理由により、協議を取りやめようとするときは細街路拡幅整備協議取りやめ届(別記第10号様式)を、協議内容を変更しようとするときは細街路拡幅整備協議変更届(別記第11号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 建築主等が第4条の規定による協議が成立した後に、協議書提出の日から5年以内に 拡幅整備依頼書等又は完了届を提出しないときは、協議の取りやめがあったものとみな すことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、協議書提出の日から6か月以内に協議が成立しなかったもの及び建築主等の所在不明等の理由により後退用地等の拡幅整備が不可能となったものについては、協議の取りやめがあったものとみなすことができる。

(後退表示板の設置)

第11条 区長は、拡幅整備が行われた後退用地等については、建築主等の協力により後 退表示板を設置するものとする。

(後退用地等の維持管理)

- 第12条 拡幅整備が行われた後退用地等の維持管理は、板橋区道等の区域に編入された ものを除き、建築主等が行うものとする。
- 2 建築主等は、次のいずれかに該当する場合は、拡幅整備を完了した後退用地等について、細街路拡幅整備補修申請書(別記第12号様式。以下「補修申請書」という。)を、 区長に提出できるものとする。区長は、補修申請書の内容を審査し、必要があると認める場合は、補修工事を施工するものとする。
- (1) 第7条第3項に規定する工事の施工不良
- (2) 車両や歩行者が道路外へ転落及び衝突等危険が予測されるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が認めたもの

(中心線確定図の閲覧)

- 第13条 区長は、中心線確定図について閲覧又は交付することができるものとする。
- 2 中心線確定図の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時まで(東京都板橋区の休日 を定める条例(平成元年板橋区条例第1号)第1条第1項に規定する休日を除く。)とす る。
- 3 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を禁止することができる。
- (1) この要綱又は係員の指示に従わない者
- (2) 図面を汚損し、損傷し、若しくは紛失し、又はそのおそれのある者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、第9条第2項に規定するものを除き都 市整備部長が別に定める。

付 則(平成2年3月28日区長決定)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、平成2年6月1日から適用する。

経過措置 要綱第3条第1項の規定の適用の際、平成2年6月1日から6月30日までの期間に建築確認申請等を行う場合は、第3条第1項中「建築確認申請等を行う日の30日前までに」とあるのを「すみやかに」と読み替える。

付 則(平成8年1月24日区長決定)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成11年3月26日区長決定) この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成11年5月24日区長決定) この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則(平成17年3月8日区長決定)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、平成17年4月1日以後に協議の受付をしたものについて適用し、同日前に協議の受付をしたものについては、なお従前の例による。

付 則(平成23年1月28日区長決定)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に第3条の協議の受付をしたものについては、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 平成23年3月31日以前に第3条の協議の受付をしたものについて、建築主等が、 平成24年3月31日までに、第7条第2項の規定に基づき別に定める手続きにより、 区長に対して助成金の請求をしなかったときには、第7条の第1項の規定は適用しない。

付 則(平成25年1月17日区長決定)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 要綱に定める様式は、平成26年4月1日まで改正前様式と併用する。
- 3 平成25年3月31日以前に協議の受付をしたもののうち、第11条(適用除外)第 4項に該当する者は、同条の規定を適用しない。

付 則(平成31年3月7日区長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月23日部長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和5年2月28日区長決定)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 要綱に定める様式は、令和5年6月30日まで改正前様式と併用する。
- 3 令和5年3月31日以前に第4条の協議の受付をしたものについては、なお従前の例 による。